

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第11回）議事録

1 日 時 平成20年12月19日（金）15:00～16:50

2 場 所 講堂（総務省地下2階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、清原 慶子、根岸 哲、村上 輝康、大谷 和子、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、淵江事業政策課長、渡辺電波政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第11回）」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。本日は、村井主査代理、伊東委員、安藤委員、濱田委員、藤沢委員は、所用のため欠席とのご連絡を受けております。

本日は、これまで3回実施いたしましたヒアリングの総括及び検討アジェンダ（案）の修正を議題とさせていただきます。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。記者クラブのカメラの方は、このあたりでご退室をお願いできればと思います。

まず事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第の後、資料1といたしまして、前回会合の議事概要をお付けしてございます。それから、資料2といたしまして、「関係事業者等からのヒアリング（総括）」という資料、こちらが両面コピーで30ページまでございます。資料3といたしまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）の修正」、こちらが両面コピーで10ページまでございます。それから、参考資料

1として、9月5日の委員会にお諮りした検討アジェンダ（案）、参考資料2といたしまして、中間論点整理を添付させていただいております。

配付資料は、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。過不足はございませんでしょうか。

それでは、本日はまず、これまで実施したヒアリングの総括から始めたいと思います。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

(2) これまで実施したヒアリングの総括について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料2をお開きいただきたいと存じます。まず、この資料の構成でございますが、左側の欄に検討アジェンダ（案）の個別の項目事項を抜粋してございます。それから、真ん中の欄が、この検討委員会で過去3回にわたりましてヒアリングをした概要を載せてございます。明朝体のところが、ヒアリングに応じていただいた各社からの説明内容、そしてゴシック体のところが、委員の皆様方とこのヒアリングに応じていただいた方との質疑応答ということでございます。そして、右側の欄が、事務局の個別ヒアリング概要とさせていただきます。これは事情がございまして、この委員会におけるヒアリングには応じてもらえませんでしたけれども、個別ヒアリングという形で事務局からヒアリングをさせていただき、社名を伏せるという条件付きでこの資料への掲載にご了承いただいたというところでございます。こちらをあわせてご紹介をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、法体系全般。

レイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることにつきまして、日本ケーブルテレビ連盟、衛星放送協会、インフォシティ、スカパーJ S A T、全国消費生活相談員協会、在日米国商工会議所の皆さんからは、総じて賛同のご意見をいただいております。

他方、民放連様からは、放送法はレイヤー型包括法の対象に含めるべきではないというご主張を頂戴しております。現行制度の放送局免許は、電波法（伝送設備規律）に基づく施設免許と、放送法（自主自律によるコンテンツ規律）、この二層構造による間接規制に特徴があると。これによりまして、2ページでございますが、放送による災害報道、国民のライフラインとしてとらえられている。ハード・ソフト一致を制度的に担保する現行の地上放送の法体系をあえて変更する必要性は見当たらないというご説明をいただきました。

この点につきまして、委員の方から、二層構造になっているという話だが、この自主自律によるコンテンツ規律はC A T V、役務利用放送にも適用されるということか。それとも、次の問いでございますが、C A T Vや役務利用放送は違うということかというご質問をいただきました。この点につきまして、違うと。ここで申し上げているのは、いわゆる基幹放送的な要素を持っている放送のことであり、民放連に加盟されている社を律するというところであるというご回答をいただいているところでございます。

それから、民放連様からは、電波法を包括法の対象とするかどうかにつきましても、慎重な検討が必要だというご説明をいただいております。

NHK様からも、同様の趣旨の説明をいただいております。

また、おめくりいただきまして3ページでございますが、マイクロソフト様からは、メディアサービスを情報通信法の包括対象とすることに反対であるというご意見が示されております。

4ページにお進みいただきたいと思っております。伝送整備規律についてでございます。

まず、(1)電波利用の目的につきまして、その4行目、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請や免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度につきまして、KDDI、ソフトバンクモバイルとも、賛成の意見が示されております。

事務局で個別ヒアリングをさせていただきました通信事業者の方からも、ニーズがあるというご回答でございました。例えば、新たな移動通信システム、ブロードバンド化してくる移動通信システムにおきまして、マルチキャスト配信を行うことは可能であるというコメントを頂戴しております。

お進みいただきまして5ページ、スカパーJ S A T様からも、1つの無線局免許で通信・放送両方の業務を行うことができ、電波利用手続の簡素化が期待できるというご説明をいただいております。

それから、放送用周波数の利用に関しまして、日立様から、1つの無線局で通信・放送サービスを提供できれば設備効率がよい。ワンセグ放送技術を用いて、公衆向けサービスと特定利用者向け通信サービスの両方を提供していきたい。また、その下の○でございますが、下り方向の大量同報配信は1つの無線局、1つの技術基準があれば十分と。その次の○でございますが、他方で、1つの周波数帯域で、下り方向の大量同報配信と双方向通信の2つの技術を収容することは技術的に困難であるというご説明をいただいております。

右の欄をご覧いただきまして、事務局で個別ヒアリングをさせていただきました事業者のうち、ある放送事業者さんからも、ニーズはあるというご回答をいただいております。具体的には、デジタルサイネージ。例えば、バス内の電子看板に向けて放送波によって情報を配信すれば、一斉に書換えが可能であると。また、深夜のテレビ休止時間に、UHF帯を活用して一斉同報して携帯に情報を蓄積すれば、翌朝には書換えができていたというサービスも想定できるといったご説明をいただいております。こうした点について、放送で使ってきたUHF帯を活用することが有効であるというご説明をいただいております。

また、通信機器メーカーC社さんからも、特に放送用に割り当てられている周波数は、下り方向の移動通信にも適しているというご説明をいただいております。

また、製造事業者D社さんからも、2010年代を見通して大きなニーズが見込めるのは、放送用の周波数を用いて、放送の技術方式で移動端末に一斉に情報を配信すること。これが通信のネットワークを使うよりもコスト安になるだろうというご説明をいただいております。

また、あるベンチャー企業におきましても、UHF帯を活用いたしまして、ISDB-T方式で、遊園地や博物館等で携帯端末向け情報サービスの配信の実証を行っているというご説明をいただいております。

その横をご覧いただきたいと思っておりますが、日立様に対する質疑応答の中で、時限付きの実証プ

プロジェクトというだけではなくて、通年行う場合のコスト負担の在り方、放送局や通信事業者との連携についても検証しているのかというご質問がございました。放送事業者の方々と協力して実証はやっている。ただ、ビジネスモデルの最終形が見えていないというご回答をいただいているところでございます。

お進みいただきまして7ページ、放送用の周波数を他用途に利用することにつきまして、民放連様は、慎重なお立場でございます。

次の○でございしますが、放送番組素材の配信等に用いる放送事業者内のネットワークとして用いる放送事業用の周波数の一部は、例えば放送目的以外の一時的な映像伝送などのニーズがあるような場合には、放送事業者による自律的運用のもとで他用途利用を検討する余地はあり得るというご説明をいただきました。

この点につきまして、委員の方から、どのような用途ならば可能なのかというご質問をいただきました。ご回答としては、現時点では、基本的な考え方を示しただけであって、具体的にどういふニーズがあるかは今後の課題というご回答をいただいております。

また、NHK様に対する質疑の中で、ホワイトスペースにおけるソフトウェア無線、コグニティブ無線とか、いろいろな技術がどんどん出てくるという点についてどう受け止めるかという趣旨のご質問をいただきました。これに対しまして、ホワイトスペースの有効活用につきまして、きちっと現地の調査を行わなければ様々な干渉があったりする。拙速に進めて干渉が発生して視聴者に迷惑がかからないようにしてほしいというご回答がなされているところでございます。

次に、8ページの(2)電波利用手続。具体的には①の3行目の最後から、現在は携帯電話の基地局等のみに認められている特定基地局の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無につきまして、KDDI様、ソフトバンクモバイル様から、携帯端末向けマルチメディア放送をこの認定制度の対象に追加してもらいたいというご説明がございました。また、日立様からも、一般的に対象拡大を望みたいというご説明がございました。

それから、その他の手続面につきまして、免許申請書の統一、新技術への迅速な対応、そして次のページに行っていただきまして、一時的な運用、審査の短縮等について意見を表明していただいているところでございます。

10ページにお進みいただきまして、伝送サービス規律についてでございます。

この点につきまして、スカパーJ SAT様から、規律の一元化を図る方向で検討することに賛成という原則論が示された後、「但し」ということで、以下のポイント等も踏まえて検討することが必要であると。受委託放送制度が適用されているBS放送・東経110度CS放送に係る伝送サービスにつきまして、現状は外資規制がかかっております。また、技術基準につきましても、他の伝送サービスと若干異なる面がございます。これらをどうとらえるべきかと。また、伝送するコンテンツ規律に応じた伝送サービス規律にするかどうかといった点を勘案することが必要だという意見表明がなされております。

次に、BSAT様もヒアリングに応じていただきました。11ページの上段、質疑応答におきまして、伝送サービス規律を電気通信事業法の規律に一元化が可能と考えているのかという委

員の皆様からのご質問に対しまして、B-SATとしては、ニュートラルな姿勢であると。もっとも通信、CS放送、BS放送をすべて同じに扱うということについては疑問があるというご回答がなされております。

チャンネルリースにつきまして、日本ケーブルテレビ連盟様から、ケーブルテレビ事業は、多くの場合は地域独占となっているので、チャンネルリースの規律は現行どおり必要という意見表明がなされております。

お進みいただきまして、(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律についてでございます。引き続き、現行規律を維持する方向と、現行規律を緩和して電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適切かという点につきまして、ケーブルテレビ連盟様から、今後とも施設設置の許可制は必要だという意見表明がなされております。

この点につきまして、私ども事務局で個別に事業者様にお考えをお伺いいたしますと、確かに有線テレビジョン放送事業者は地域独占的傾向は持つものの、通信事業者との競合状態になっている。よって、有線テレビジョン放送法に基づいて義務付けられている設置に関する諸規制は、電気通信役務利用放送法と同程度まで緩和すべきであるというご意見を頂戴しているところでございます。

お進みいただきまして12ページ、(3)有線放送電話に係る規律につきまして、私どもの職員が出張いたしました、4社に対してヒアリングを行ってまいりました。有線放送電話は歴史的役割を終えたというご説明、コメントを得ているところでございます。

お進みいただきまして13ページ、コンテンツ規律についてでございます。

(1)「メディアサービス」の範囲につきまして、2行目、従来の放送の概念を踏まえ、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信とする方向で検討することは適切かと。また、その際、定義の見直しを検討することは適切かという検討アジェンダ(案)に対しまして、衛星放送協会様、ヤフー様から、従来の放送の概念でとらえることに賛成というご意見をいただいております。

委員の方から、民放連様に対しまして、通信を使った映像配信、コンテンツのダウンロードに関して、法的にどのような扱いをすべきかというご質問をしていただいておりますが、放送あるいはメディアサービスの定義の見直しにかかわるご回答はなかったというところでございます。

事務局でコンテンツ事業者の方に個別にヒアリングいたしました。携帯キャリアの公式サイトトップページだけで約2,000万人に情報を配信することが可能となっており、CATVなどよりも社会的影響力が強いのではないかというコメントを頂戴しているところでございますが、メディアサービスについての定義の見直しに至るまでのコメントは得ていないところでございます。

(2)「メディアサービス」の区分についてでございます。①は、「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適切かという検討アジェンダ(案)でございます。日本ケーブルテレビ連盟様、スカパーJ-SAT様からは、賛成、賛同の意見を頂戴しております。

他方で、民放連様からは、「特別メディアサービス」を区分するとその類型化や審査などを通じ

て公権力の関与を現行制度以上に強める危険性があり、慎重な議論が必要であるというご意見が示されております。また、NHK様から、区分する必要性は何か、よくわからないというコメントを頂戴しておりますし、衛星放送協会様からも、従前、「基幹」、「準基幹」、「一般」という3区分の概念はあったが、2区分にする必然性がよくわかりませんというご意見をいただいております。

各論といたしまして、衛星放送協会様から、地上放送、東経110度衛星放送の3波共用のテレビ、受像器が爆発的に普及してきている。この現状を勘案いたしまして、従来の準基幹的放送も含める考え方もあるのではないかと。この場合、有料と無料、あるいは非常時対応をしているか、しないかといった役割を求めるのか、求めないのかという点も検討する必要があるのではないかとというコメントをいただいております。

B-SAT様からは、BS放送の社会的影響力が大きく、基幹放送に近づいているというコメントをいただいております。

それから、具体的な規律についてでございます。①の3行目でございますが、情報流通の中で「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適切かという検討アジェンダ（案）に対しまして、委員の皆様から、ハード・ソフト一致の論拠として、民放連様は緊急災害放送を挙げておられますが、一致じゃないと緊急災害放送を適正に行えないということがあるのでしょうか。イギリスのBBCは、分離しながら適切な対応を迅速にやっているのではないかとというご質問をいただきました。この点につきまして、民放連様から、次のページの2行目、例えばドラマの途中で10分緊急特番が入ると、10分後にVTRを巻き直して直ちに復帰すると。また、スポンサーなど、関連箇所もすべてクリアしなければならないということで、修羅場的な混乱の中で運用しなければならないことから、ハード・ソフトが別の事業者によって運用されているということは、実際の行為上想像できないというご回答をいただいております。

NHK様からは、研究開発に絡めまして、ハード・ソフトを分離することによって技術開発の進歩、イノベーションが阻害されないかという懸念を表明いただいております。

16ページにお進みいただきまして、NHK様に対する最後の問い、ハード・ソフト一体として行う事業も可能としておくことが重要という説明をNHK様がされておられましたが、この点に関しまして、経営の意思決定としてそういう選択肢があるべきということであって、制度的にハードの規律、ソフトの規律があるということ排除するものではないということによろしいかという確認のご質問をいただいております。これについては、そのとおりですというご回答をいただいているところでございます。

それから、番組規律についてでございます。衛星放送協会様から、現行の規律の維持であるならば異論はないというご説明をいただいております。他方で、124度あるいは128度の衛星を使ったCS放送に関しましては、大幅な緩和を検討してもらいたいという意見表明がなされております。

番組規律に直接絡みませんが、放送普及基本計画は衛星になお必要かという点についての質疑

応答がなされております。

それから、民放連様から、番組規律の強化は絶対にあってはならないというご説明がなされております。

また、日本ケーブルテレビ連盟様のお考えとしては、次のページにお進みいただきまして、質疑応答Q&Aのアンサーのほうの4行目、「特別メディアサービス」でなく、普通の「メディアサービス」であるからといって規律は一切不要であるというふうにしてすべてを一括りにして考えるのは問題ではないか。番組内容によっては、必要なものは番組規律をかける必要があるのではないかというご説明がなされております。

ちょっと番組規律と話題はそれですけれども、ケーブルテレビ連盟様に対しまして委員の方から、有線テレビジョン放送法の適用を受けますとハード・ソフト一致が可能になる、役務利用放送法だとハード・ソフト分離が可能になるというように、有テレは地上放送事業者や衛星放送事業者と違って、選択できる形で自由度があるわけだが、そのメリットを感じたことはあるかという質疑応答がなされているところでございます。

お進みいただきまして、再送信制度でございませう。

18ページでございますが、民放連様から、再送信に係る大臣裁定制度を撤廃する方向で検討することが適切であるというご意見。そして、区域外再送信は地上放送の地域免許制度との調和が必要であるというご意見が表明されております。

他方、19ページにお進みいただきまして、ケーブルテレビ連盟様からは、義務再送信制度、そして再送信に係る大臣裁定制度を継続すべきであるという意見表明がなされております。

それから、3つ目の○でございますが、下線部分、有テレ法13条の5項に、この再送信に係る総務大臣の裁定制度がございませう。放送事業者等が同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、総務大臣は同意すべき旨の裁定をするものとするという規定がございまして、この「正当な理由」がどういう場合かという点につきまして、本年4月にガイドラインが策定されております。このガイドラインが策定されているということ、そして現在、区域外再送信問題の解決に向けて、このガイドラインを活用しつつ、関係者間で協議中である点に配慮していただきたいという意見表明がケーブルテレビ連盟様からなされております。

20ページにお進みいただきたいと思ひます。表現の自由享有基準、いわゆるメディア集中排除原則については、大きな意見の相違はございませう。

(5)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律について、マイクロソフト様からは、オープンメディアコンテンツに対する規律は、情報通信法の包括対象から切り離すべきであるという意見表明がなされております。

他方で、21ページにお進みいただきまして、ヤフー様から、放送コンテンツを創作するに当たり、あらゆる権利者から許諾を得る際に、通信コンテンツとしても利用できるような内容の許諾を得ることを定めるなど、放送で見損ねたコンテンツを通信でも視聴できる可能性を高めてもらいたいという意見が表明されております。

お進みいただきまして22ページ、①はプロバイダ責任制限法の責任制限の範囲を拡大するか

どうかについてでございます。積極、消極両方の意見がございまして、ヤフー様からは、積極の意見が表明されております。プロバイダ責任制限法は、民事的責任の制限については一定の手当てがなされているが、刑事的責任については特別な手当てがないので、刑事責任の免責または幫助犯規定の適用範囲の明確化が必要であるという意見が表明されております。

他方で、マイクロソフト様からは、プロバイダ責任制限法を刑事上の責任に拡大すべきかについては、慎重に検討すべきであると。具体的には、責任制限の対象となる法律を限定列举する、違法性の判断について外形要件を定める、紛争解決手続を整備するなど、サーバー管理者等による過度の情報削除に歯止めをかける仕組みを整備することが肝要であるという意見が表明されております。

有害情報への対策につきましては、マイクロソフト様、インフォシティ様とも、この新たな法体系による規律の対象とするのは適当ではない、青少年インターネット利用環境整備法の施行状況を見守るべきであるというご意見が表明されております。

その他、23ページから24ページにかけましては、コンテンツ流通の促進、あるいはコミュニティメディアにつきまして、事務局で個別にヒアリングさせていただいた内容を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

お進みいただきまして25ページ、プラットフォーム規律についてでございます。

衛星放送協会様から、プラットフォーム規律はコンテンツ規律とは区別して位置づけるべきであるという意見が表明されております。

また、スカパーJ S A T様から、25ページの下から2行目でございますが、質疑応答の中で、C A S（コンディショナル・アクセス・システム）がボトルネットになっているというご意見が示されております。

26ページにお進みいただきまして、衛星放送協会様からも、C A S事業者もプラットフォームとみなすべきであるというご意見が表明されております。

27ページにお進みいただければと思います。レイヤー間の規律。

(1) 紛争処理についてでございますが、民放連様からは、基本的に事業者間の協議にゆだねることを原則とすべきであるという消極のお立場が示されております。

衛星放送協会様からは、まず、大手ケーブルM S OやI P T V事業者にも自主ガイドラインの策定を求めたい。それが不可能であるならば、プラットフォーム規律の法制化と電気通信事業紛争処理委員会の機能拡大による解決も一案ではないかというご説明がなされております。

事務局で、あるコンテンツ事業者の方にヒアリングをさせていただいております。右側をご覧いただきたいと思います。モバイルコンテンツビジネスのうち、公式サイトビジネスは、携帯キャリアの方々はその選択権、具体的なビジネス内容を支配しておられまして、コンテンツプロバイダは自律的運用が困難であると。

他方で、紛争処理手段もニーズはあるかもしれないが、そういう仕組みを使うことになかなか踏み出せないのではないかというコメントをいただいております。

(2) 公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方についてでございますが、インフォシテ

イ様から、伝送設備を有しているコンテンツ事業者と有していないコンテンツ事業者との間の公正競争の確保が必要ではないかというコメントをいただいております。

28ページは、利用者利益の確保・向上のための規律についてでございます。

この点につきまして、全国消費生活相談員協会様から、電気通信サービスにも民事効のついた法律が必要ではないかと。

また、質疑応答の中で、アンサーの部分の下から4行目でございますが、放送も、ワンセグ等新たな様々なサービスがされているということになると、こういった形で個別の消費者の被害の救済が図られたらよいのかという考えには及んでいないというコメントが示されております。

私ども事務局が、弁護士の方に個別にヒアリングさせていただいた際にも、民事規制と行政規制のミックスはかなり有効ではないかというコメントをいただいております。

29ページにお進みいただきまして、全国消費生活相談員協会様から、電気通信サービスは、複数の事業者がかかわるため、契約関係がわからず、1社のみ解約しても契約が残っている場合がある。また、ID・パスワードがわからずに解約できない場合があるので、相談窓口が必要だといったご説明がなされております。

最後に、30ページ、特定の法人の位置付けでございますが、NHKをどのように位置づけるかにつきまして、検討の方向性を明解にすべきであるといった意見が民放連様、そしてNHK様からも説明があったところでございます。

すいません、長くなりました。資料2については、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から、質問あるいはご意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見、ご質問等ないようでしたら、次の話題に移っていきたく存じますが、今、ご紹介のございましたヒアリングの総括を踏まえた上で、通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（案）の修正についての意見交換に入っていきたいと思っております。

この点につきましても、まずは事務局からご説明お願いいたします。

(3) 検討アジェンダ（案）の修正について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料3をお開きいただきたいと思います。資料3につきましても、構成をご説明いたします。

まず右の欄は、9月5日にこの委員会でご検討いただいた検討アジェンダ（案）をお示ししてございます。真ん中の欄に、過去3回のヒアリングで表明された主なご意見を掲載してございます。これを踏まえて、左側に修正（案）を記載してございます。9月5日の検討アジェンダ（案）と修正（案）との違い、変えているところに下線を付しているところでございます。

変更点をご説明いたします。

修正（案）をご覧いただきたいと思います。「はじめに」のところの下線部分でございますが、

「本委員会では、中間論点整理及びこれに対して寄せられた意見等を踏まえ、「検討アジェンダ（案）」を作成し、3回に渡り20を超える関係事業者、有識者等から意見聴取を行った。この意見聴取を踏まえ、今後の審議事項を次のとおり整理する。」とさせていただいております。

法体系全般につきまして、次のページの①の前までは変更点はございません。

①につきましては、「検討することは適当か」、あるいは「検討していくことは適当か」となっているところを、「検討する」、「検討していく」と語尾を変更してございます。

②、③についても同様でございます。

④については、修正を加えてございます。右の9月5日時点の検討アジェンダ（案）の中から、包括化すべき法律の範囲については、⑤としてくり出してあります。その上で、修正（案）の④でございますが、「それぞれのレイヤーの規律の目的を明確化し、新たな法体系に移行することにより、これまで以上に「多様なコンテンツの流通の促進」「事業者による柔軟な事業運営の促進」「情報通信の安全性・信頼性の確保」「受信者又は利用者の保護」を実現することを目指す方向で検討する」と修正を加えてみたところでございます。

それから、包括化すべき法律の範囲につきましては、「諸外国の法制も踏まえ、引き続き検討する」と修正をさせていただいております。

伝送設備規律に移らせていただきます。

（1）電波利用の目的・区分。これも「検討することは適当か」という疑問形を、「検討する」と修正を加えております。

また、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請につきまして、柔軟なビジネス展開を可能にするという目的のほかに、「コンテンツの流通手段を拡大するため」という目的を追加させていただいております。

（2）電波利用手続につきまして、まず、右の欄の検討アジェンダ（案）からご覧いただきたいと思います。①で「特定基地局」の開設計画の認定の対象として追加すべき無線局の有無」としておりました。これに対しまして、携帯端末向けマルチメディア放送を追加してもらいたいと具体的なサービス、施設をお示しされて、KDDI様、ソフトバンクモバイル様から意見表明がなされておりました。そこで、修正（案）でございますが、「地上テレビジョン放送のデジタル化により利用可能となるVHF帯の一部を用いて行う予定の携帯端末向けマルチメディア放送（仮称）のための無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定の対象として別途速やかに追加することが適当である」と、ここは言い切っております。

それから、右の欄の検討アジェンダ（案）の②にございました「新たなシステムの導入のために簡素化することが可能な手続の有無」。この点につきましては、修正（案）では、むしろ第1パラグラフに移しまして、「新たなシステムの円滑な導入等を図るため、技術基準の策定手続、免許手続の見直しを検討する」と修正させていただいております。

それから、いわゆるホワイトスペースにつきましては、ヒアリングで積極、消極両方のご意見がございました。この点につきまして、「いわゆるホワイトスペース（放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波

数)の活用可能性について検討する」と、一項目立てで追加してはいかがかと考えてございます。

その他のところは、「検討すべき事項はあるか」という語尾を、「必要な事項を検討する」と修正をさせていただいております。

4ページにお進みいただきたいと思います。伝送サービス規律についてでございます。

これも、「検討することは適当か」という点を、「検討する」と語尾を修正してございます。

それから、「伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、どのように設定することが適当か」という疑問文を、「伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲については、伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ検討する」と修正をさせていただいております。

③の「具体的には」というところでございますが、従前ですと、受託放送役務から記述を始めておりましたが、電気通信役務を加えまして、「電気通信役務のほか、受託放送役務や有線テレビジョン放送のチャンネルリース及び有線放送電話等、外形的に伝送サービスと類型化できるものについて、伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ、伝送サービス規律の対象とするべきか否かを検討し、対象とすべきと考えられるものについては、現行の電気通信事業法の個々の規律を参考に、整備・合理化すべき規律があるか検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

なお、「伝送サービス規律で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直しについてでございます。これは、従前、検討アジェンダ(案)では、右の欄でございますが、「現行規律を維持する方向と、現行規律を緩和して」、ちょっと飛んで、「電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当か」としてございました。これを、「現行規律によって確保されている受信者の利益の継続的な保護の必要性を踏まえつつ、有線テレビジョン放送施設設置者の負担を軽減し、もって事業者による柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を検討する」と改めてはいかがかと考えております。

(3)有線放送電話につきましては、「既存の有線放送電話業者の業務運営への影響を回避しつつ、基本的に電気通信事業として扱う方向で検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

その他のところについては、設備規律と同様でございます。

コンテンツ規律につきまして、まず右の欄、9月5日時点の検討アジェンダ(案)では、語尾が、「検討することは適当か」となっております。これを「検討する」と言いかえてございます。

その後の部分でございますが、「現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当か」という疑問文がございましたが、定義の見直しが必要だという意見は、ヒアリングでは出てきておりませんでしたので、この部分は落としております。

それから、(2)でございますが、「メディアサービス」の区分につきまして、「特別メディア

サービス」を区分する方向で検討することは適当か」という点につきまして、ヒアリングでは、適当とされる事業者がある一方で、区分の意味がよくわからない、区分する必要は何か、反対であるというご意見も表明されておりましたので、ひとまずでございますが、この区分についての記述は落としてございます。

その上で、左下の欄、修正（案）の（２）をご覧いただきたいと思います。「メディアサービス」に関する具体的規律、その基本的な考え方をこのように修正してはいかがかと考えてございます。

「メディアサービスに対する規律は、多岐に渡っていることから、それらの規律ごとに在り方を検討する。この際、個々の規律について、日常生活に必需の情報の送信等の特別な公共的役割を担うメディアサービス、これを従前は「特別メディアサービス」と定義してございましたが、こうした「メディアサービスを区分することを、必要に応じて検討する」と修正してございます。

お進みいただきまして、６ページでございます。多岐に渡っているメディアサービスの規律を個々に書き出してあります。

まず、②メディアサービスの計画的な普及を図るための規律につきまして、「現行の「放送普及基本計画」を踏まえ、有限希少な電波を用いるメディアサービスについて、計画的な普及を図るための規律の必要性及びその枠組みを検討する」こととしてはいかがかと考えてございます。

それから、事業形態の規律につきましては、「検討することは適当か」という語尾を、「検討する」とした上で、以下の文章を続けてございます。「その際、日常生活に必需の情報の送信等の実施の担保を前提として、必要な措置の有無を検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

番組規律につきましては、「特別メディアサービス」という言葉をひとまず使わず、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」といった役割を担うメディアサービスについては、現在の放送に係る番組規律を基礎として、受信者の利益の保護の在り方を検討する。その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討する」と修正してございます。

マス排、表現の自由享有基準につきましては、「検討することは適当か」というのを、「検討する」と語尾を変え、「その際、必要に応じて合理化を検討する」と修正してございます。

⑥の再送信制度の在り方でございますが、前のページで出てまいりました「有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化と併せて、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度、同意再送信に係る裁定制度の在り方について検討する」と改めてはいかがかと考えてございます。

お進みいただきまして７ページでございますが、メディアサービスには、以上のほか、技術基準、あまねく受信努力義務といった規律がございますので、これら「メディアサービスに係る規律の位置付け等について検討する」という記述を置いてあります。

それから、（３）「オープンメディアコンテンツ」に関する規律でございます。このうち、プロバイダ責任制限法による責任制限の範囲についてでございますが、積極、消極両方のご意見がございました。そこで、「プロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責

任まで拡大することの是非について検討する」と改めております。

それから、②でございます。有害情報への対策については、総務省で別の検討の場がございます。「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」が、1年以上に渡りまして検討が重ねられておりまして、近く、来週にも成果が取りまとめられると承知をしております。この「検討会の成果等を踏まえ、必要に応じて対応を検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

その他、検討すべき事項の規律については、「検討すべき事項はあるか」という記述を「必要な事項を検討する」と改め、続けて、「その際、多様なコンテンツの流通の促進を図る観点から所要の措置の有無について検討する」と修正してはいかがかと考えてございます。

それから、プラットフォーム規律の（1）は、語尾を変えているだけでございます。

それから、（2）は、CASがボトルネックである、CASのプラットフォーム規律が必要というご指摘がヒアリングでございました。この点について項目を1つ起こしてございます。CASに係る費用負担等、CASの適正な運用の在り方につきましては、この点につきましても別の場がございまして、情報通信審議会の下に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」が設けられて、検討が重ねられております。主査は、村井純先生でございます。こちらで検討しておられますので、その成果等をまず踏まえ、必要に応じて検討するというところでいかがかと考えてございます。

それから、その他のところは、先ほどの修正と同じでございます。

すいません、ちょっと訂正をさせていただきます。違法・有害情報の検討会は、取りまとめ時期は必ずしも来週ではない、もう少し先になるかもしれないということでございます。訂正をさせていただきます。

それから、レイヤー間規律については、紛争処理について「検討することは適当か」というのを、「検討する」と変えてございます。

それから、公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方につきましては、インフォシティ様からのヒアリングにおける説明を踏まえまして、「特に、設備を持つコンテンツ業者と設備を持たないコンテンツ業者との間の公正競争の確保について検討する」という記述に改めてございます。

9ページの7. 利用者利益の確保・向上のための規律についてでございます。

これにつきましては、右の欄から、9月5日時点の検討アジェンダ（案）では、「メディアサービス等の情報サービス全体」としておりましたが、これを「メディアサービスに関して整備すべき規定はないか検討する」と改め、また、「利用者を直接救済する規定として」というところにつきましては、「検討することが適当か」となっております語尾を、「検討する」と修正してございます。

ずっとお進みいただきまして、（3）の技術基準のところは、「特別メディアサービス」という言葉をひとまず使わないことといたしまして、「メディアサービス」と言いかえているものでございます。

10ページの修正も、従前の修正と同様の視点からの修正を加えてございます。

長くなりました。事務局からは、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、委員の皆様の意見を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 2ページの左側の④ですけれども、この理念のところ、「これまで以上に「多様なコンテンツの流通の促進」「事業者による柔軟な事業運営の促進」「情報通信の安全性・信頼性の確保」「受信者又は利用者の保護」という表現なのですが、中間論点整理の4ページの

【検討の方向・検討すべき事項】の①に、「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」と掲げられておりまして、どういう経過でこうなったのかおうかがいしたい。ちょっと気になっているのが、「情報の自由な流通」というのはとても重要な概念なので、それが落ちると嫌かなと思っています。

【長谷部主査】 では、一応ご説明ございますか。

【秋本融合戦略企画官】 資料3の2ページの左下に4つの目的を掲げましたのは、個別の制度改革事項につきまして、伝送設備、伝送サービス、コンテンツ規律についてヒアリングを重ねてまいりました。その結果抽出されてくる制度改革事項、そしてそれによって実現されることを勘案したときにこの4つに収められるのではないかと考えて、事務局で仮置きしたものでございます。

換言いたしますと、中間論点整理を否定するつもりはございませんので、例えばでございますけれども、「多様なコンテンツの流通の促進」という点を、「情報の自由な流通」に改めるという修正をさらに加えたほうがよろしいかもしれません。その点につきましては、委員の皆様でご議論いただければと思います。

この目的についても、ある程度レイヤーを観念いたしまして、コンテンツレイヤーにおきましては、多様なコンテンツの流通の促進と。そして、コンテンツレイヤー、伝送サービスレイヤーにおきましては、これをプロとして担う事業者の方々にとりまして、柔軟な事業運営が促進されるようにと。そしてまた、情報通信の安全性・信頼性の確保が、設備レイヤーでも伝送サービスレイヤーでもなされるようにと。ひいては、これら3つをもって放送における受信者、通信の利用者の保護を図るというあたりに、個別の制度改革事項を積み上げましてもこうなってくるかなということで、仮置きをさせていただいたというものでございます。修正していただければと思います。

【長谷部主査】 今、國領委員からご注意いただいた点、「情報の自由な流通」はだれも反対する人はいないと思いますので、今後の検討の中でさらに具体的に深めていくことができればと考えておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

【國領専門委員】 はい。ドキュメントからドキュメントを引き継ぐときに、重要なキーワードは引き継いでいくほうがいいかなと。

【秋本融合戦略企画官】 わかりました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 今回の論点に関係するかもしれないのですが、資料3の比較対照表の中の同じく2ページの④のところで、「それぞれのレイヤーの規律の目的を明確化し」と記述されていて、その後、ちょっと私、メモをしたつもりが、どこにあったのか忘れてしまったのですが、「規律の目的に従って」どうこうという表現が1か所か2か所は少なくとも出てきているように思います。

規律の目的について具体的なイメージは、今おっしゃった4つの目的のようなことをここでは念頭に置かれているのかを確認させていただきたいと。そうでないと、その後に規律の目的に従って何かするというような表現があるので、目的がどういうものかはっきりしていないと適切でない面が出てくるかもしれないと思ったので、確認をさせていただきたいと思います。

【秋本融合戦略企画官】 その点につきましては、資料3で申しますと、4ページの②に「伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ検討する」という記述を追加しておりますほか、③で「伝送サービスレイヤーの規律の目的を踏まえ」という記述を入れておりますので、おそらく木村委員がご指摘された「ほかの箇所にもありましたね」というのは、この箇所と思います。

実は、まさにこの伝送サービスレイヤーの箇所でヒアリングをJ S A T様、そしてB - S A T様からさせていただきました。外形的に伝送サービスとしてとらえられる受託放送役務、あるいは役務利用放送を支える電気通信サービスというのがございます。特に、受託放送役務というものをとらえたときに、その保護法益がどちらにあるのかと。すなわち、委託放送事業者を保護するだけなのか、その先の視聴者まで考えているのかという点を考えまないと、外形的にレイヤーだけで切るだけでは規律の整理がうまくいかないということ、またB - S A T様も従前どおりの規律を希望されておられるということでございました。

資料2のほうでどういうことをおっしゃっていたかと申しますと、恐縮でございますが、10ページから11ページにかけて、B - S A T様のヒアリングがございます。先ほど、ごく簡単にご紹介いたしました最後の質疑応答のところ、11ページの上のほうのQ & Aで、伝送サービス規律と外形的にとらえられると。電気通信事業法の規律に一元化が可能と考えているのかと。現状では、電気通信事業法の適用除外になっております。この適用除外規定を続けるのか、それとも外形的に伝送サービスに当たるとして規律の整合、統合を図っていくのかというのが論点になろうかと思いますが、B - S A T様に聞いたところ、ニュートラルな姿勢、立場にはありますけれども、すべて同じに扱うということに関しては疑問があるということでございます。

同じく、スカパーJ S A T様からも、その10ページでございますが、「規律の一元化を図る方向で検討をすることに賛成」と。「但し」というところでございますけれども、受委託制度が維持されているB SやC S放送について、まさに受託放送事業者、委託放送事業者も外資規制がかかってございます。電気通信事業者には、こうした外資規制は撤廃されております。そうすると、この趣旨をどう考えるのかといった点、まさにヒアリングで指摘がございましたので、そうすると各伝送サービスレイヤーの保護法益と申しますか、目的は何なのかということも観念しながら

整理をしていかないと、より良い制度構築ができないと考え、このように各レイヤーの規律の目的というものを1回観念して、整理していかないといけないのかなということにさせていただいている次第でございます。

ですので、「レイヤーの規律の目的を明確化し」という資料3の2ページの④は、主として、この4ページの伝送サービス規律のところを念頭に置いてこのような目的、あるいは保護法益というのを観念しないと、より良い制度構築はできないのではないかとということで入れさせていただいたものでございます。

【木村専門委員】 経緯は大変よくわかりました。ただ、もしここで「レイヤー規律の目的を明確化し」という、しかも「それぞれの」と言っているとすると、今後、議論の中でほかのレイヤーに関してどうなるのかというようなことが出てくるかもしれないので、そこはちょっとまた私も考えたいと思います。

【長谷部主査】 よろしくお願ひします。

清原委員、お願ひします。

【清原委員】 ありがとうございます。1つは意見を言わせていただいて、あと2つは質問をさせていただきます。

1つ目は、私も、2ページの④のところは非常に重要なポイントだと思っていますので、中間論点整理の中で示されている「情報の自由な流通」であるとか、「ユニバーサルサービスの保障」というのが、今回ご協力いただいた20を超えるヒアリング対象者の皆様からは、ひょっとしたら強調はされていなかったかもしれないのですが、前回の研究会から引き継いでいる重要な理念の部分だと思っていますので、それはむしろ再編成するというよりも、付加して強化していくというか、そんな方向がいいのかなと感じております。これは意見です。

2つ質問があるのですが、一つは、3ページの「(2) 電波利用手続」というところなのですが、一貫して今回はヒアリングを踏まえて、今まで整理してきた論点について明確化しながら「今後検討する」という文章の閉じ方をしておりますが、この部分の後半の「地上テレビジョン放送のデジタル化により利用可能となるVHF帯の一部を用いて行う予定の携帯端末向けマルチメディア放送（仮称）のための無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定の対象として別途速やかに追加することが適当である」と、「検討する」ではなくて、かなり踏み込んだ記述になっていると思います。ですから、これについては、ヒアリングも踏まえて、必要性があったゆえの指摘だと思うのですが、ほかの記述と違って、「適当である」とした場合には、今後、どのような取組が想定されるかということについて教えていただければと思います。

もう一点は、4ページ目で、伝送サービス規律の(2)に「有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」というのがあります。かねてから私も発言したと思いますが、これはまさに通信・放送の融合の現場で有線テレビジョン放送の皆様のご努力が大きいと思うのですが、それをこの記述では、「受信者の利益の継続的な保護の必要性を踏まえつつ、有線テレビジョン放送施設設置者の負担を軽減し、もって事業者による柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を検討する」とあります。

私は、これは非常に重要なポイントだと思っていて、私自身は、こうした取組が必要だと思っ
ているのですが、「規律の合理化」という表現は、すごく難しい表現を使っ
ていらっしやるな
と思います。「規律の合理化」というときの合理化が含む方向性というか、含意というか、これは
一貫して今回検討していくときに、何が合理性なのか、合理化なのかというのは悩ましいこと
があると思います。このときの「合理化」の意味というのは、事務局としてはどういう趣旨でヒア
リングの結果からまとめられたのかなと思いました。2つの質問は、私自身がとても重要なポ
イントの中の2つだと思っ
ているものですから、語尾の表現を理解したいと思っ
て質問させていた
だきました。よろしくお願
いします。

【秋本融合戦略企画官】 2点質問をいただきまして、まず私からご回答させていただいて、
不足があれば、放送政策課長からもご回答させていただきたいと思っ
ます。

まず、最初のご質問で、資料3の3ページの「期待端末向けマルチメディア放送（仮称）のた
めの無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定の対象として別途速やかに追加すること
が適当である」という点についてでございますが、この検討委員会で検討をお願いしてありまし
て、来年の年末頃までに答申を取りまとめていただくと。しかる後、再来年の通常国会に新たな
総合的な法体系のための法改正のパッケージを提出させていただきたいと考えてござい
ます。

それが大きくくりなスケジュールでございますが、できるものは速やかに、前倒ししてでもやる
べき、あるいはそういうご提言もいただきたいということをお願
いする。この検討委員会の第1回の冒頭で、
総務省側からごあいさつをさせていただいているところござい
まして、2010年の通常国会
法案提出を待たずに、別途速やかに措置する、追加するというご提言をこの法体系委員会として
出していただいたらいか
がかなということ、このよ
うな記述にさせていただ
いているものでござ
います。

それから、2点目のご質問、4ページでございますが、「規律の合理化」という場合には、時代
に合わせてもはや不必要な規制や規律はなくしていく、あるいは緩和するという観点で使う場合
が多
うござい
ます。ここの文章は、現行規律の括弧書きの中に、設置の許可制ですとか、施設の
提供義務の次に譲渡等の認可制がござい
ます。それから、円滑な設置についての国等の配慮規定
といった規定も、この有線テレビジョン放送法の中にござい
ます。

このような規定によって受信者の利益の保護を図っているという制度になっておりますが、他
方で、電気通信事業におきまして、このような施設にかかわる許可制とか認可制はもうないとい
うことも踏まえますと、一定程度緩和を検討したほうが、CATV事業者の柔軟な事業運営を促
進する
という観
点から望ましいのではないか
ということ
でござ
います。

他方で、許可制によって維持している受信者の利益の保護というのももちろん考えなくては
い
けない
とい
うこと
で、緩和し
つつ受
信者の利益を保護するた
めにはど
のような規律の合理化が必
要な
のか
とい
うこと
で、両立を考
えて検
討して
いく
とい
うこと
を念頭
に置
いた記
述で
ござ
います。

【長谷部主査】 では、吉田課長からもいただけますか。

【吉田放送政策課長】 放送政策課長でございます。1点目について、簡単に補足させていた
だ
き
ま
す。

ご指摘の部分、3ページの(2)の部分でございますけれども、「地上テレビジョン放送のデジタル化により利用可能となるVHF帯の一部」ということにつきましては、非常に貴重な周波数帯域でございますし、皆様に多大なご協力を頂戴しながら進めていく地上放送のデジタル化に伴う跡地でございますので、可能な限り早く新しいサービス等に活用できるように私どもとしては取り組みたいと思っております、その観点から、今、秋本企画官からご説明いたしましたように、前広に、前倒し的にできることはどんどんやっていきたいということで、今、このような方向で本委員会からもご提言等を頂戴できれば、それも踏まえるような形で、来年早々から始まります次期通常国会で法制化がもし可能なものであればそれもやっていきたいし、それ以外のものにつきましても、再来年を待たずにできるだけ前広に取り組んでいきたいと。そういう趣旨で記述をさせていただいたものでございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【清原委員】 ありがとうございます。趣旨がよくわかりました。

この間、ヒアリングにご協力いただいた皆様からの指摘で、実態がかなり具体的に見えてきた中で、私も、反映すべきことは、全体的な法体系の議論の途中であっても反映していただいたほうが、現実的にメディアを利用している立場のプラスになると考えます。たまたま例示をさせていただいた2つは、私自身が、他にも重要なものが隠されている中で、利用者にとって非常に有効と思った部分でございますので、ぜひそのように進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

では、菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 5ページですけれども、今回、「特別メディアサービス」という言葉が消えていまして、(2)の最後のところ、「この際、個々の規律について、日常生活に必需の情報の送信等の特別な公共的役割を担うメディアサービスを区分することを、必要に応じて検討する」ということになっています。これまでのいろいろな議論で、基幹放送とか、準基幹放送とか、一般の放送とか、BSはどっちになるかとかいろいろ議論がありますし、特別メディアサービスというのをどういうふうに区分していくかという法技術的な問題もいろいろあるかとは思っておりますけれども、やはり地上波を中心とした放送の価値財的な意味も非常に大きいと思いますので、まさにここに書かれている文言ですが、日常生活に必需の情報の送信ということで、マルチメディアサービスを区分することについては、「必要に応じて」というのは、私が読むと何となくトーンダウンしたような感じがするのでございますけれども、例えば「メディアサービスを区分する方向で検討する」とか「区分することを検討する」とか、「必要に応じて検討する」というのは、その3段階に並べると、一番消極的な感じに見えるのでございますけれども、ここは事務局の方、大変だと思うのですが、積極的な方向で検討していただけるとありがたいなと思っております。

【長谷部主査】 今のは、要するに言葉遣いのご注意ということだと思いますので、何か。

【秋本融合戦略企画官】 この点については、委員会でご議論をして、どちらがいいかということ。

【長谷部主査】　そうですね。これは菅谷先生もご理解いただけると思いますが、「特別メディアサービス」という概念で表されていた、この委員会の従来の考え方自体をなくしてしまおうという話ではもちろんないわけですが、この言葉を使うこと自体が、いろいろ無用な誤解を招くということもありそうでございますので、ひとまずはその背後の考え方は残しつつ、とりあえずこの言葉を使うこと自体は少し控えめにしたほうがよろしいのではないかとというのが、今のところに出ている提案ということなのですから、この点につきましては、いかがでございましょうか。

村上委員、お願いします。

【村上委員】　この議論につきまして、まず基幹放送の概念という縛りがあって、中間論点整理では、特別な社会的影響力ということを出し、今回「特別メディアサービス」という言葉を言い換えることになっているというのが経緯かと思います。菅谷委員のおっしゃいました、もう少し明確にというのは、そういう方向で検討すべきかと思います。

特別メディアサービスとか基幹放送という言葉を使わないでこういう議論をするときに、最終的に表れています「日常生活に必需の情報の送信等の特別な公共的役割を担う」という言葉の使い方を十分吟味する必要があるかと思うのですが、5ページで、右側には「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」としたところからの変化として、「日常生活に必需の情報の送信等」というのが追加されていますね。この「等」がついているところが、非常に大きな差になっているのかなと思うのですが、この「等」の意味について、もし特別な意味合いを込めているということであれば、ご説明いただければと思います。

関連して、この5ページの一番右の欄の4の(2)の②には、「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保」ということで、日常生活と非常時を対峙させて、それに不可欠性を加えているのですが、前回、一致・分離の議論との関連で災害情報にかかわるやりとりがあったかと思うのですが、それと特別メディアサービスの定義に、非常時における不可欠な情報提供手段を入れなくていいということは、直接関連することではないのではないかと思います。特別メディアサービスの概念の中には、「非常時における不可欠な情報提供手段」というのがあってもいいのではないかと思います。そういうものがこの「等」に入っているのでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】　村上委員ご質問のとおりでございまして、「等」をつけましたのは、9月5日に検討アジェンダ(案)をこの委員会に提出させていただいた際にも、「日常生活に必需の情報の送信」というだけでは尽きないのではないかと、定義をどうしますかというご議論が、この法体系委員会の中であったと記憶してございます。

では、そこをどこまできちっと定義するかという点は、この本日の修正(案)には載せてございまして、「等」で補っていると。この「等」の中に、非常時における不可欠の情報提供手段としての機能、役割というのも入るだろうと思っております。

【長谷部主査】　舟田委員、ご質問ですね。

【舟田専門委員】 はい。この点は、私の推測も含めますが、特別メディアサービスかそうでないかという区別、そういう議論が随分あって、半分は法律上のテクニックの問題だと思うのですけれども、いったん特別メディアサービスかそうでないかということとを区別すると、そこから演繹的にこの規制はこうなると、表を書くことはできるわけですね。しかし、そうすると、災害放送の義務をかけて、こちらはかけないか、マス排はどうか、番組基準はどうか、特別メディアサービスに分類したら必ず演繹的にこうなると考えますと、それはやはり一個一個、マス排ならマス排そのものについて考えなければいけない。

私は、今回の提案は、その規律ごとに在り方を検討するというのは、例えばマス排ならマス排をまず考えて、それで具体的に地上波はどう、BSはどう、あるいはCSの中の特別衛星放送でしたか、110度はどうか、128度はどうかというふうに考えたほうが、それぞれの具体的規律に沿った検討ができるだろうと。

そういう意味では、菅谷さんがおっしゃったように、若干トーンダウンかもしれませんが、むしろ個々の論点ごとに具体的な法制度をつくることができると。そういう意味では、同時に不要な議論、BSは特別メディアサービスかそうでないかというような議論を、不要とは言いませんけれども、無用な議論も避けることができる。そういう意味で、私は今回の案に賛成いたします。

【長谷部主査】 黒か白かということではなくて、グラデーションがあり得るだろうということで、それぞれ個別の必要に応じてという趣旨かなということです。

菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 今の議論は、皆さんのお話を聞いていて、私はどうしてもトーンを強めてほしいというわけではないのですけれども、ただ、「日常生活に必需の情報の送信」というのは、多分公益事業の中で日常生活必需のサービスという概念が昔からあるかと思うのですけれども、それと並べても非常に理解がしやすいと。公益事業というのは、もちろん電気とかガスとか水道ですよね。こういうものは、まさに非常時にいかにそういうサービスを確保するかが重要なわけで、ですから日常生活に必需という意味は、非常時にもきちっと提供するということは、既に織り込み済みなのではないのかと私は理解していますので、「等」は入っていたほうがいいのですけれども、できる限り小さい「等」にさせていただいたほうがいいかなと思います。

【長谷部主査】 おそらくそこは菅谷委員のおっしゃるとおりで、平常という意味の日常ではないのだと思います。非常時も含めている日常だと思います。

舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 先ほどの論点に戻りますが、この4ページの「有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し」で、ご説明をお伺いしましたが、私は、しかしこれは今日は、アジェンダ（案）を議論するのですから、内容そのものではないので、別に賛成、反対を強く言うことはありませんけれども、若干疑問がありますよということとでちょっと発言だけ。

明らかにこれは、右側の従来のアジェンダ（案）に比べれば、先ほど「規律の合理化」で説明がありましたけれども、はっきり言って規制の緩和ですよね。緩和を検討したらどうかというこ

とだと思いますけれども、今までの議論でそのようなことになるような議論があったのかどうかですね。ただ、これはもちろん施設に関する規律ですからいいのかもしれませんが、しかし、あとはもうサービスのところでは出てこないんですよね。だから、コンテンツになりますから、有テレ事業全体に対する見方をどう考えるかによると思うのですが、これについては先ほどのヒアリングの資料2で言いますと、どうもそこから来ているようなのですが、11ページで、右側に事務局がヒアリングをしてこういうことがあったと、「大都市圏を中心に実質的に衛星放送事業者や大手通信事業者との競合状態になっている」。そうなのかもしれませんが、本当にそうかな、その辺は精査が必要かなという気もして、つまり有テレ自体は、事実上の地域独占なわけで、あとは類似サービス、あるいは競合サービスとの競争がどれだけ進展しているかによって、この設備規制、サービス、制度的緩和を考えるべきではないかなという気がいたします。

特に、一部の有力有テレ事業者は、トリプルプレー推進ということで、いわば受信者をロックインする状況を強めているとも思われます。だから、そこら辺が実態判断なので、私も自信を持って言っているわけではないのですが、この段階でアジェンダ（案）をこういうふうに変えるというと、その方向に皆さん、賛成ですかと言われるので、ちょっといかがかなと思ひまして発言だけさせていただきます。

【長谷部主査】　　そうですか。では、少しご議論が必要かなという感じはありますけれども、いかがでございますか。

【根岸委員】　　別のことでいいですか。

【長谷部主査】　　今の点とは違うところでございますか。どうでしょう、今の舟田委員のお話ですが、基本的にはレイヤーでまとめられるところでしたらまとめようというところが前提で、考え方自体は大まかには進んでいると思うのですけれども、その観点からすると、有テレ法は言ってみれば例外的な存在ですね。

ですから、大もとの考え方からして、それこそ合理化できるところがあるのでしたら合理化するという趣旨かなと。現在のところはアジェンダですので、それはもちろん舟田委員のおっしゃるとおり、実態からしてここを緩和するのは時期尚早ということ、これは当然あり得るので、そこはもう少し中身のところでということでもよろしいですか。

【舟田専門委員】　　わかりました。そういうことで、規制緩和ではなくて、純粋な合理化だというふうに理解すれば、私はそれで結構です。

【長谷部主査】　　では、根岸委員、お願いいたします。

【根岸委員】　　ちょっと前に戻りますけれども、先ほどの2ページの④のところを必ずしも私、十分理解していないところがありますので、これは「それぞれのレイヤーの規律の目的を明確化し、新たな法体系に移行することにより、これまで以上に」ということで、幾つかの実現方法が書いてあるんですね。したがって、それぞれのレイヤーの規律の目的を明確にするということで、多分これは例えば2番目の伝送設備規律、あるいはコンテンツ規律とかと、こういうそれぞれの、そう理解いたしましたけれども、そうすると、それぞれのレイヤーごとに何か目的があって、それをどこかに掲げるという趣旨で書かれているように見えるのですが、そうではないのですか。

【長谷部主査】 そうでは。先ほどの事務局からの説明ですと、何かレイヤーごとに1対1で目的が対応しているということではなくて、少なくとも従来いろいろな規律もありますので、それぞれの目的を少し細かに見ていこうという趣旨になるかと思いますが。

【根岸委員】 なるほど。先ほどのお話だと、ここに掲げている括弧にくくってあるところと直接関係がありそうとおっしゃったのは、4のコンテンツ規律に関係があると、そうおっしゃったのでしょうか。要するに、全体の規律にこれが全部及ぶという意味と理解すれば。

【秋本融合戦略企画官】 かぎ括弧のところは、全体の規律によって達成、目指すべき方向ということで書いているものでございます。

【根岸委員】 ここに書いてあるとお読みすれば、それぞれのレイヤーの規律の目的があって、それを明確にすることが必要なようになって、必ずしもそれが出ているわけではないのですね。

【長谷部主査】 ええ、そうではないということです。

【根岸委員】 ですから、これはこれからの検討という意味ですね。

【秋本融合戦略企画官】 はい。

【根岸委員】 なるほど、わかりました。

それから、先ほどのメディアサービスと特別メディアサービスの用語の使い分けは、私にはちょっとよく、本当のところはわかりません。というか、それを使うか使わないかによってどのように違うのかとかいうか、単に用語の話だけであって、その言葉は嫌いだということだけの話なのか。しかし、そうではなくて、何か中身の伴うことなのかということがちょっとあれなので。

それから、あえて言えば、メディアサービスという言葉は、別にそれ自体は何も問題ないと理解されているのであれば、それはメディアサービスがあって、その中に幾つか組分けすれば、それは特別だとか、何か違うものが、何とかメディアサービスと当然に出てきますよね。メディアサービスで全部一律でというわけでなければ、濃淡がいろいろ出てくる話であるので。そうすると、その議論の中身が必ずしもわからないと。用語の話だけではなくて、中身にかかわり得ることだから議論されている。先ほど菅谷委員がおっしゃったのは、多分そういう趣旨でおっしゃったようにも見えるのですが、その辺を、あるいはもちろん事務局でもよろしいし、菅谷委員でも結構ですけども、どういうコンテキストでそれは論じられるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

【長谷部主査】 どういたしましょう、菅谷委員にお答えいただくのも何なのですが。

【菅谷専門委員】 私が申し上げた趣旨は、メディアサービスの種類によって、先ほど舟田委員のおっしゃったような個々の規律の適用を変えていくと。その変えていく趣旨は、日常生活に必需の情報の送信をやっている者かどうかという基準で変えていくと。それはどういうことかという、我々の日常生活で安心・安全な生活をするために必要な情報は、しっかり確保していくことは必要だと思うんですよ。

そういう意味合いで、どういう規律がどうなのかわかりませんが、それ以外に今は、衛星放送を通して300近いチャンネルが提供されているわけですから、純粹娯楽的なサービスもあります。そういうものとそうでないものとの個々の規律の適用の仕方は当然変わってくるとい

う、そういう趣旨で申し上げました。

【長谷部主査】 では、秋本さん、お願いできますか。

【秋本融合戦略企画官】 すいません、特別メディアサービスという言葉を使うか使わないか、今回は使わない案でおつくりいたしました。そのきっかけになりましたのは、ヒアリングにおきまして、資料2で申しますと、13ページで、民放連様から、特別メディアサービスを区分することは公権力の関与を現行制度以上に強める危険性があり、慎重な議論が必要だという意見表明がまずございました。

加えて、CATV連盟様から、番組規律に絡んで、資料2の16ページの最終行からでございますけれども、先ほど17ページの質疑応答のところでご紹介をさせていただきました。17ページの質疑応答の最初のQ&Aのアンサーのほうの4行目でございます。特別メディアサービスか、それ以外のメディアサービスかという区分が仮になされたとして、特別メディアサービスでなく、単なるメディアサービスであるから番組規律は不要であるというくくり方が仮になされるとすると、よろしくないのではないかとというご懸念が示されていると。逆に言いますと、CATVにも一定の番組規律は必要だというご主張をされているということでございまして、そこで先ほど舟田委員からご説明のございましたメディアサービスに幾つかの規律があつて、規律ごとに考えていったほうがいいのではないかと。換言いたしますと、「特別メディアサービス」という分類をつくったことで、各規律が無理やりバンドルされてしまって、一方が重く、一方が軽過ぎるということがあると、かえって不都合が起こるのではないということで、まず各規律ごとにどういう規律を各放送についてグラデーションをかけて適用していったらいいのかということを考えて後、一定のバンドルすべき規律があつて、それは「特別メディアサービス」と名づけたほうが、今後かえって効率的だし、制度としてわかりやすいということになりますれば、またこの「特別メディアサービス」という概念を制度上きちっと位置づけるという検討の進め方をさせていただくことでどうかということでございます。

いったん規律をアンバンドル化して、各規律の適用範囲をどの放送まで及ぼすのかという検討を進めていただいた後に、「特別メディアサービス」という定義を制度上つくりますかというご議論の仕方もあり得るのかなと思つて、このような案を提出させていただいた次第でございます。きっかけは、民放連様のプレゼンとCATV連盟様のプレゼンからこのような修正（案）を施したものでございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【根岸委員】 わかりましたけれども、結局、5ページの(2)の①の第2段落で、この際、個々の規律について、それぞれ個々の規律ごとに考えていくということですね。しかし、個々の規律ごとに考えていくと、それなりの区分が必要だということがもちろん出てくるということですよ。

【秋本融合戦略企画官】 はい。

【根岸委員】 はい、わかりました。

【長谷部主査】 では、菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 先ほど、國領委員から、2ページ目の④の「それぞれのレイヤーの規律の目的を明確化し」ということで、目指す方向性で、「情報の自由な流通」が抜けているというご指摘があったのですけれども、実は、そこには3つあって、2番目が「ユニバーサルサービスの保障」で、3番目が「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」なのですけれども、3番目も入っていて、1番目も入っていて、2番目が抜けている。私、実はユニバーサルサービス委員会に入っているのです、できれば2番目も、特にネットワークレイヤー部分においては、政策の目的としてのユニバーサルサービスの保障とか、さらにユニバーサルアクセスという議論もありますけれども、非常に重要だと思うので、忘れないうちにに入れておいていただけたほうがいいかなと思いました。

【長谷部主査】 これは利用者、受信者の利益保護の中に入っているということかなと私自身は理解しましたけれども。

長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 別のところなのですが、9ページの「利用者利益の確保・向上のための規律」のところ、前回のアジェンダ(案)から、「メディアサービスに関して整備すべき規定はないか」と非常に狭まった形で今回修正されているのですが、それは一体どういう理由でそうなったのかご説明いただきたいのですが。

【秋本融合戦略企画官】 ちょっと箇所が違いますけれども、資料2の27ページ、むしろレイヤー間規律の紛争処理のところ、民放連様の意見表明として、放送を含めた情報通信サービス全般に拡大することは適切でないという意見表明、これは紛争処理についてでございますけれども、ございました。それから、利用者利益の確保・向上について、情報通信サービス全体に適用するという点につきましては、パブリックコメントでかなり消極的なご意見が多かったと記憶してございます。紛争処理ということでこのようにしておりますが、ここも委員の皆様からご意見をいただきまして、狭めることは適切でないということでございましたら、むしろ原文、9月5日時点の「メディアサービス等の情報通信サービス全体」に修正をいたしたいと存じます。申しわけございません。

【長谷部主査】 長田委員はそういうご方向でしょうか。

【長田専門委員】 ぜひそうしていただきたいと思います。

【長谷部主査】 わかりました。

舟田委員、お願いいたします。

【舟田専門委員】 今の点、私も申し上げようと思っていたのですけれども、昨日の午前中、インターネット政策懇談会があって、そこでは無料広告サービス、例えばストレージサービスとか、プロバイダも無料のがありますね。無料だからといって安易に使っていて、突然終わってしまったとか、そういう場合の利用者保護はどうなるのかということを検討しようということになっていたわけです。

ここはそういう意味で、情報通信サービス全体といいますか、わかりませんが、少なくともメディアサービス以外でも、いろいろ利用者保護を図るべきことはあるのではないかと。資

料2のヒアリングでも、全国消費生活相談員協会様とか皆さん、いろんなことをお聞きしたわけで、ここはぜひ積極的に新しい法律でどこまで利用者保護を図れるか、特に民事効も含めてどうしたらいいか、これは事務方をお願いしたいのですけれども、積極的に検討していただけないかと思うのです。

今、消費者庁構想はどうなるかわからないから、一生懸命やっても全然意味がなかったということになるかもしれませんけれども、しかしその場合でも、情報通信分野、メディアサービス分野ではこういう問題があるんだということは言えると思いますから、できたらそれをお願いしたいと思います。そういう意味で、右と左の文章をちょっと直していただければ、それで私は結構かと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 今の点についてなのですけれども、最終的にアジェンダの中に「メディアサービス等の情報通信サービス全体」という表現を入れて、これからそれについて検討を進めていくということは基本的に賛成できるのですが、私の理解としては、現在、新しい法体系の中のサービス規律というのは、伝送サービスとメディアサービスの2つであって、伝送サービスに関する利用者保護のための規定は既に整備されており、それは十分かどうかはまた別な議論はあると思いますけれども、一応それを前提に、今度はメディアサービスというもう片方のサービスについてどう考えるのかという点を、むしろ集中して議論すべきかなと実は思っております。

それで、今、舟田委員がご指摘になったような、つまり伝送サービスやメディアサービスを使った別のアプリケーション的なサービスが山のようであって、それが例えば利用者に対して何らかの被害をもたらしていたりという実態はあると思うのですが、それを新たな法体系の中の利用者保護の規定として位置づけるべきかどうかについては、私はそれよりはもう少し広い、一般の消費者保護に関する救済方法を利用できるほうが基本的に望ましいと思っておりますが、ただ、それが妥当なのも含めて、これら検討の俎上にのせていくという意味で、広くこのアジェンダを訂正されるということについては賛成です。

ただ、最終的には、メディアサービスに対しての利用者保護の規定をどうするのかといったところに、検討の限られたエネルギーを集中していくべきではないかと考えておりますので、意見表明の場面ではないのですけれども、申し上げさせていただきたいと思っております。

あと、別件でもよろしいでしょうか。

【長谷部主査】 はい、どうぞ。

【大谷専門委員】 先ほど、舟田委員からご指摘のあった有テレの関係なのですけれども、先ほど規制緩和という意味ではなくて、規律の合理化ということであれば納得されるということで、私も、結論的には全く同じではあるのですけれども、今回のアジェンダ（案）で、特に利用者保護の視点を判断基準に入れたところが非常によいと思っております、その観点から規律の合理化を検討すると。最終的には規制の緩和につながるようなことだと思うのですが、規制の緩和をし過ぎて実際に競争が機能せずに、利用者にしわ寄せがいくというような懸念に対して、十分な

手当てをしたアジェンダ（案）になっておりますので、その点でクリアにされていると思っております。

それで、あとまた別な点なのですけれども、すいません、あちこちに飛んでしまうのですが、2ページにまた戻ってしまうのですが、2ページ目の⑤で、「包括化すべき法律の範囲については、諸外国の法制も踏まえ」と書かれておまして、諸外国の法制を踏まえた検討をするのはもちろん賛同しているのですが、この「諸外国の法制も」と書かれていることは、中心として検討する別な事項があって、その上での「も」だと思いますので、その中心的に議論すべき配慮事項というか、おそらく新たな法体系全体の目的であるとか、それからこの法体系の目指すところとか、そういった趣旨があつてのことだと思いますので、そこを記載していただいたほうがいいのではないかという意見です。

それとも多少関係があるのですけれども、中央部分に書いてあるヒアリングで表明された関連意見の中で、すべてを記載されているわけではないというのは承知しているのですが、一つに、包括化すべき法律の範囲については、オープンメディアコンテンツを包括対象に入れることについて反対意見もあつたと承知しておりますので、その点についてもやはり触れておいていただいたほうが、後々の参考になるのではないかと思います。最後の2つは、意見でございます。

【長谷部主査】 では、今のはご意見として伺っておくということによろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょうか。本日は、以上で審議が尽きたということによろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。時間もそろそろということございまして、それでは、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、本日の検討アジェンダ（案）をさらに修正いたしまして、次回以降審議を進めていきたいと存じます。

それで、具体的な修正の内容につきましては、恐縮ですけれども、私にご一任ということによろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。そういたしますと、修正後の「検討アジェンダ」につきましては、速やかに総務省のホームページに掲載させていただくよう、事務局に手配をお願いすることにいたします。

(4) 次回以降の検討委員会の進め方、次回会合、閉会

【長谷部主査】 それから、もう一つ、これは次回以降の検討委員会の進め方についてですが、8月の時点では、年明けからワーキンググループを幾つか設置するという取運びの案をお示ししておりましたが、ただ、本日の意見交換からも明らかになっておりますが、伝送設備、伝送サービス、コンテンツ規律等々、これはいずれも相互に関連をしているものでございますので、ワーキンググループを複数設置して別々に審議するよりも、この委員会で一体として審議を進めていくほうがむしろ効果的ではないかと私、考えるに至りまして、そこで特にワーキンググループは設置しないで、引き続きこの委員会でご審議をお願いするということにいたしたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

【長田専門委員】 ちょっとよろしいですか。

【長谷部主査】 はい、長田委員。

【長田専門委員】 利用者保護の部分なのですが、やはりここであれでしょうか、皆さんと検討を。

【長谷部主査】 一体として。

【長田専門委員】 そこを検討するに当たり、専門家の先生方のご意見はどう反映するのでしょうか。消費者法の先生方とか。

【長谷部主査】 なるほど。それはもし特に必要でしたら、例えばヒアリングを行うなり、あるいは事務局でご意見を頂戴するなり、いろいろ方法は考えられるかと思えます。では、その点も含めて、一体として審議を進めていくということにさせていただければと思います。

【長田専門委員】 よろしくをお願いします。

【長谷部主査】 本日の議題は、以上のとおりでございますが、最後に全体を通じて何か。もしないようでしたら、本日の審議はこれで終了いたしたいと存じます。

次回の第12回の会合ですが、来年の1月30日の午前10時から開催すると。主として、コンテンツ規律について審議を行いたいと存じます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 場所につきましては、また別途ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第11回）」を終了させていただきます。本日も、貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

以 上